

令和6年能登半島地震に伴う 被災者生活再建支援金のご案内

<はじめに必ずお読みください>

令和6年能登半島地震により、上越市を含む新潟県に被災者生活再建支援法（以下「支援法」という）が適用されたことに伴い、生活基盤（住宅）に著しい被害を受けた皆様の生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という）が支給されます。

また、新潟県と上越市が連携して独自の被災者生活再建支援事業を実施し、国支援金に上乗せする形で支援金（以下「市支援金」という）を支給します。

1 対象者

令和6年能登半島地震により、居住する住宅が次の被害を受けた方

・「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」又は「床上浸水」

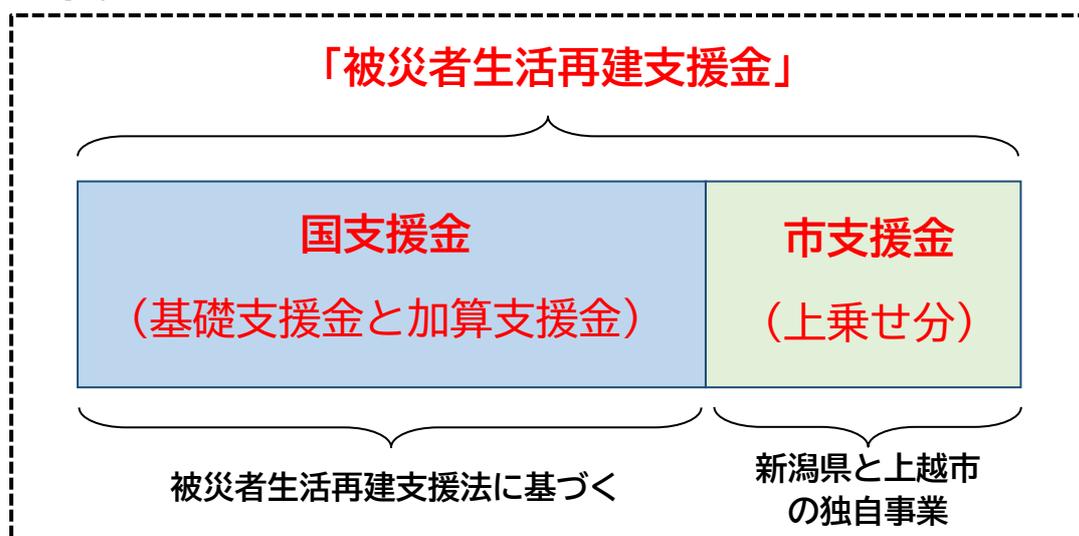
※ 被害の程度は、上越市が発行する罹災証明書をご確認ください。

※ 支援金の支給を受けることのできる世帯とは、地震発生時に被害を受けた住宅に実際に住んでいた世帯です。その住宅の所有者であるかどうかを問いません。アパートや貸家が被害を受けた場合は、その入居者が申請者となります。

2 支援金の種類

支援金には、支援法に基づく国支援金（基礎支援金と加算支援金）と市支援金（上乗せ分）の2種類があります。

※事業のイメージ



【国支援金】

(1) 基礎支援金：住宅が被害を受けた場合に、被害程度に応じて支給

○住宅が「全壊（解体世帯含む）」又は「大規模半壊」の被害認定を受けた場合に、世帯の区分に応じた基礎支援金が支給されます。

○住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の被害認定を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な場合や、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、令和8年3月31日までに住宅を解体した上で申請された場合は、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。解体する場合、建物のすべてを解体（基礎を含む）しなければ支援法上の「解体世帯」とはなりません。一部解体は対象とはなりません。また、自己都合などの解体も対象外です。

(2) 加算支援金：住宅を再建する場合に、再建方法に応じて支給

○住宅が「全壊（解体世帯含む）」、「大規模半壊」又は「中規模半壊」の被害認定を受け、「住宅建設（建替）又は購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」のいずれかの再建方法をとった場合、住宅の被害程度と世帯の区分に応じた加算支援金が支給されます。

※国支援金に該当しない場合は、【国支援金分】被災者生活再建支援金支給申請書の提出は不要です。

【市支援金】

(1) 市支援金：住宅が被害を受けた場合に、被害程度に応じて支給

○住宅が「全壊（解体世帯含む）」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の被害認定を受けた場合に、世帯の区分に応じた市支援金が支給されます。

○「解体世帯」の支給要件は、国支援金の基礎支援金と同様です。

○住宅が「半壊」の被害を受けた方については、国支援金（基礎支援金と加算支援金）の支給はなく、市支援金のみの支給となります。ただし、住宅をやむを得ない理由により解体した場合は「全壊世帯」と同等の支援を受けられ、国支援金（基礎支援金・加算支援金）も対象となります。

※国支援金と市支援金では、支援金の支給元が異なります。

支援金区分		支給元
国支援金	基礎支援金	(公財) 都道府県センター
	加算支援金	
市支援金		新潟県上越市

3 支援額一覧

(単位：万円)

被害区分	世帯構成	国支援金		市支援金	合計	
		基礎支援金	加算支援金			
全壊 (解体世帯含む)	2人以上	100	建設・購入	200	100	400
			補修	100		300
			賃借	50		250
	単身	75	建設・購入	150	75	300
			補修	75		225
			賃借	37.5		187.5
大規模半壊	2人以上	50	建設・購入	200	50	300
			補修	100		200
			賃借	50		150
	単身	37.5	建設・購入	150	37.5	225
			補修	75		150
			賃借	37.5		112.5
中規模半壊	2人以上		建設・購入	100	50	150
			補修	50		100
			賃借	25		75
	単身		建設・購入	75	37.5	112.5
			補修	37.5		75
			賃借	18.75		56.25
半壊	2人以上				50	50
	単身				37.5	37.5
床上浸水	2人以上				30	30
	単身				22.5	22.5

※ 県外移転した世帯に対する市支援金の支給額は、上記表該当欄の2分の1の額

4 受付期間（受付期間を延長しました）

基礎支援金：令和8年3月31日（火曜日）

加算支援金：令和9年1月31日（日曜日）

市支援金：令和8年3月31日（火曜日）

5 申請時に必要な書類

(1) 基礎支援金（国支援金）の支給申請時に必要な書類

必要書類	説明	チェックリスト
被災者生活再建支援金支給申請書	<u>支援法による基礎支援金</u> を受給するための申請書類です。記入例を参考に必要事項を記入してください。	<input type="checkbox"/>
罹災証明書の写し	上越市が発行する罹災証明書の写し	<input type="checkbox"/>
世帯主のマイナンバー	申請書にマイナンバーを記入してください。マイナンバーが不明な場合は、被災住宅に居住していたことが分かる書類（住民票の写し）が必要です。	<input type="checkbox"/>
世帯主名義の預金通帳の写し（表紙見開き部分）	銀行・支店名、預金種目、口座番号、口座名義のフリガナ記載面（表紙見開き部分）の写し（A4サイズ）をご用意ください。	<input type="checkbox"/>

(2) 加算支援金（国支援金）の支給申請時に必要な書類

必要書類	説明	チェックリスト
被災者生活再建支援金支給申請書	<u>支援法による加算支援金</u> を受給するための申請書類です。記入例を参考に必要事項を記入してください。 <u>基礎支援金と同時に申請する場合は、提出不要です。</u>	<input type="checkbox"/>
契約書等の写し	住宅の建設、購入、補修又は賃借の契約書等の写し	<input type="checkbox"/>

(3) 市支援金の支給申請時に必要な書類

必要書類	説明	チェックリスト
上越市「令和 6 年能登半島地震による災害」に係る被災者生活再建支援金交付申請書	市支援金 を受給するための申請書類です。記入例を参考に必要事項を記入してください。	<input type="checkbox"/>
罹災証明書の写し	上越市が発行する罹災証明書の写し	<input type="checkbox"/>
世帯主名義の預金通帳の写し（表紙見開き部分）	銀行・支店名、預金種目、口座番号、口座名義のフリガナ記載面（表紙見開き部分）の写し（A4 サイズ）をご用意ください。	<input type="checkbox"/>

(4) 被災住宅を解体した場合の申請方法

○住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の判定を受け、やむを得ない理由（倒壊の危険性や補修費が著しく高額になる等）により、令和 8 年 3 月 31 日までに解体した場合は、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。**住宅の解体が完了した後に申請する形となります。**申請時に必要な書類（1）～（3）に加え、次の書類が必要です。

○公費解体にて解体した場合

必要書類	説明	チェックリスト
被災家屋等の解体及び撤去完了通知書の写し	上越市が発行する被災家屋等の解体及び撤去完了通知書の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>

○自費解体にて解体した場合

必要書類	説明	チェックリスト
滅失登記簿謄本の原本	法務局が発行する滅失登記簿謄本の原本を提出してください。	<input type="checkbox"/>

6 留意事項

- ・住民票の住所と罹災証明書の住所が異なる場合は、被災住所が生活の本拠であったことを確認できる書類（電気料金、水道料金などの料金明細書）が必要です。
- ・基礎支援金と市支援金の申請後、令和 8 年 3 月 31 日までにやむを得ない事情により被災住宅を解体した場合は、差額分の申請を行うことができます。
- ・加算支援金は住宅の再建方法（「建設・購入」「補修」「賃借」の 3 区分）により異なります。複数の方法（区分）が該当する場合は、それらのうちの一番高い区分の額が最終的な支援額になります。
- ・加算支援金を「賃借」で申請した後、加算支援金の申請期間内に「建設・購入」又は「補修」を行う場合は、差額分の申請を行うことができます。
- ・加算支援金を「建設・購入」又は「補修」のいずれかで申請した場合は、生活再建は完了したとみなしますので、「補修」で申請し受給した場合、その後「建設・購入」の再申請（差額分の申請）は原則できません。
- ・加算支援金申請時に必要な契約書等の写しについては、次の点に留意してください。

提出する契約書の留意点	
建設	工事内容（居室、風呂、トイレキッチンなど生活が完結することが分かること）、工期、請負金額、工事場所、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。また、工事名は「令和 6 年能登半島地震にかかる住宅建設工事」としてください。
購入	購入物件種別（プレハブ物件など恒久的な住まいではないものは対象外です）、所在地、引き渡し日、購入金額、契約日、双方捺印署名が分かる契約書を提出してください。
補修	工事内容（補修部分が住宅構造体や住宅設備にかかるものであること（基礎、壁、柱、屋根、床、給排水設備、キッチン、風呂、トイレなど）、工期、工事場所、金額、契約日、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。工事名は「令和 6 年能登半島地震にかかる住宅補修工事」としてください。賃貸物件、動産の補修は対象外です。
賃借	物件種別（公営住宅、特別養護老人ホーム、老人保健施設、仮設住宅は対象外です）、所在地、家賃（あくまで賃貸ですので、費用（自己負担）が発生しない場合は対象外です）、契約期間、契約日、双方署名捺印が分かる契約書を提出してください。

7 問合せ先

〒 943-8601
新潟県上越市木田1-1-3
上越市役所 防災危機管理部 危機管理課
電話 025-520-5665
FAX 025-526-5061
メール kikikanri@city.joetsu.lg.jp